



Tss

TransferSystemSupport INC.

安全管理規則

沖縄県糸満市西崎町 4丁目15番3号
トランスファシステムサポート株式会社
本社営業所
代表取締役 青山 慶尚

制定日 : 平成18年10月 1日
作成者 : 統括部長 中村

1. 総則

(目的)

第1条

- この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第十五条および第十六条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

- 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

2. 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

輸送の安全に関する基本的な方針

第3条

- ① 執行役員社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

輸送の安全に関する重点施策

第4条

- ① 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - a. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
 - b. 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - c. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - d. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - e. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- ② 車両課が協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、協力会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

- **輸送の安全に関する目標**
- **第5条**
- 第三条第一項に掲げる方針に基づき、目標を策定する。
- **輸送の安全に関する計画**
- **第6条**
- 前項に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

- **3. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制**
- **執行役員社長等の責務**
- **第7条**
- ① 執行役員社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- ② 執行役員社長および各執行役員（以下経営トップ）は、輸送の安全の確保に関し、
- 予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- ③ 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、運輸安全統括管理者の意見を尊重する。
-
- ④ 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- **社内組織**
- **第8条**
- ① 次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保をするため、責任ある体制を構築し、企業統治を適確に行う。
- a. 運輸安全統括管理者（輸配送事業を所管する組織の品質担当推進者から任命する）
- b. 運行管理者（含む統括運行管理者）
- c. 衛生管理者
- d. 整備管理者
- e. その他必要な責任者
- ② 車両を管理する部門の長は、運輸安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- ③ 車輛課長は、車両を管理する部門の長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、運輸安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める体制図による。
-
-

■ 運輸安全統括管理者の選任および解任

■ 第9条

- ① 管理者のうち、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の六」（改正：平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号）に規定する要件を満たす者の中から運輸安全統括管理者を選任する。
- ② 運輸安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - a. 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - b. 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - c. 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等、または「人事異動」等により、運輸安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

■ 運輸安全統括管理者の責務

■ 第10条

- 運輸安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- ① 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥ 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

■ 4. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

■ 輸送の安全に関する重点施策の実施

■ 第11条

- 車両を管理する部門の長は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

- **輸送の安全に関する情報の共有および伝達**

- **第12条**

- 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

- **事故、災害等への対処**

- **第13条**

- ① どのような事故であっても、当社責任の事故が発生した場合は、必ず即停止し（危険な場合は、適当な場所まで移動して停車し）人身の場合は事務所および警察に一報を入れる。人身事故の場合は、人命第一の立場から、救急車の手配等必要な対応を行う。外傷が認められない場合で、相手が「救急車の手配等不要」と主張した場合でも相手に対して、自分の氏名、連絡先および当社の連絡先を文書で手渡す。

- （名刺等への追記でも可。）

- ② 当社責任の物損のみの事故の場合でも、事務所および警察に連絡する。

- 相手に対し、自分の氏名、連絡先および当社の連絡先を文書で手渡し、相手や警察等の了解を得てから現場を離れる。

- ③ 貰い事故の場合

- 貰い事故の場合でも、事務所に連絡する。なお、人身事故の場合は、人命第一の立場から、救急車の手配等、必要な対応を行う。また、相手の免許証を必ず確認し、氏名や連絡先を入手する。自分の氏名、連絡先および当社の連絡先を文書で手渡す。

- ④ 地震や雪害等の自然災害や火災、渋滞等の場合

- 災害によって、軽微であっても、車輛やドライバーになんらかの影響がある場合には、事務所に連絡する。車輛やドライバーに直接的な影響がない場合でも、遅延や遅配、欠配等の影響が想定される場合には、事務所に連絡する。

- **事故、災害等に関する報告連絡体制**

- **第14条**

- ① 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- ② 事故、災害等に関する報告が、運輸安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- ③ 運輸安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- ④ 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

■ **輸送の安全に関する教育および研修**

■ **第15条**

- 第三条第四項の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

■ **輸送の安全に関する内部監査**

■ **第16条**

- ① 運輸安全統括管理者は、自らまたは運輸安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- ② 運輸安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処置または予防処置を講じる。

■ **輸送の安全に関する業務の改善**

■ **第17条**

- 運輸安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

■ **情報の公開**

■ **第18条**

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、運輸安全統括管理者、本規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果それに踏まえた措置内容について、毎年度、必要事項を外部に対し公表する。

- ② 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

-
-
-



- (8) 輸送の安全に関する記録の管理等

- ① 本規程は、業務の実態に応じ、定期的におよび適時適切に見直しを行う。

- ② 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡

- 体制、事故、災害等の報告、運輸安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トッ

- プに報告した是正処置または予防処置等を記録し、これを適切に保存する。

- ③ 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方

- 法は別に定める。

-

-

-

-

-

-

-

-

-